

各位

令和3年10月5日  
国土交通省不動産・建設経済局参事官

「令和3年度賃貸住宅管理業等に関するアンケート調査」へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」（以下、本法律）は、令和2年12月15日にマスターリース契約の適正化のための措置が、令和3年6月15日に賃貸住宅管理業に係る登録制度がそれぞれ施行されました。

今般、本法律施行後の賃貸住宅管理業者等（サブリース業者含む）の業務の実態等を詳細に把握し、現状分析や課題等の検証を通じ、賃貸住宅管理業の更なる適正化につなげることを目的としたアンケート調査を実施いたします。なお、実態をより詳細に把握するため、皆様のほか、賃貸住宅のオーナー及び入居者の方々にも別途アンケート調査を実施しております。

御回答につきましてはお忙しいところ恐縮ですが、**令和3年10月22日(金)まで**に頂ければ幸いです。御理解と御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

※こちらのURLをクリックするか、QRコードを読み取って画面を立ち上げて回答してください。

▼アンケート調査用 URL

<https://rsch.jp/43bf50d90da3efdf/login.php>

▼アンケート調査用QRコード



※本調査は、株式会社ニッセイ基礎研究所へ業務委託しております。

Web アンケート調査の回答方法等については、下記委託事業者までお問い合わせください。

（お問い合わせの際は、メールの件名に「賃貸住宅管理実態に関するアンケート調査について」と記載してください。）

<委託事業者問い合わせ先>

株式会社ニッセイ基礎研究所 胡（こ）、塩澤（しおざわ）

E メールアドレス：chosa-j@nli-research.co.jp

なお、Web アンケート調査の設定は、ニッセイ基礎研究所が再委託した、株式会社クロス・マーケティングが行っております。

※本調査の実施については、国土交通省のHPでもご案内しております。ご不明点等ありましたら、当省の担当者宛にお問い合わせ下さい。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk3\\_000001\\_00022.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00022.html)

敬具

<国土交通省担当者>

国土交通省 不動産・建設経済局参事官付 片岡、久保田

TEL：03-5253-8111（内線：25-137、25-133） FAX：03-5253-1557